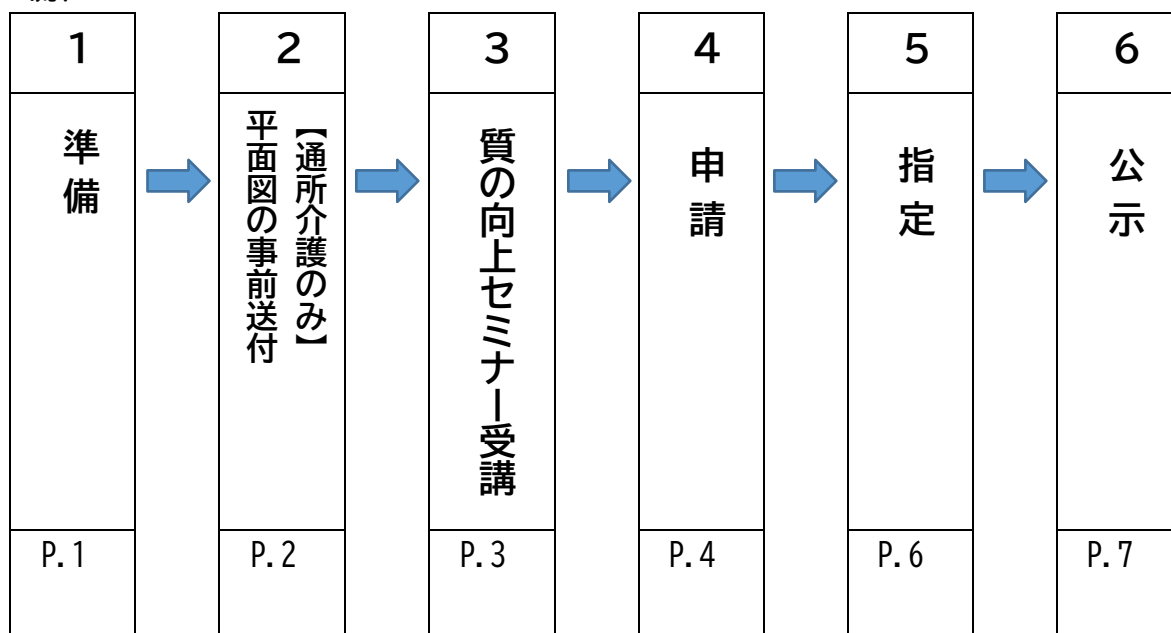


指定申請マニュアル（居宅サービス）

申請の流れ



I 準備

（1）事業者指定の要件（基準）の確認

横浜市内で指定事業者となるためには、横浜市の条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさなければなりません。

- ・ 指定を受けるには、**申請者が法人**である必要があります。

なお、法人の定款等（登記事項証明書等）の目的に介護保険サービスを行う旨を位置づけていただいております。定款記載例をホームページに掲載しているので参照してください。

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>

事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>O サービス共通資料・様式等

【<<参考>> 定款への事業名の記載について】

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/common.files/teikan_kakikata.pdf

- ・ 基準に規定されている**必要な人員を満たし、設備を備える**必要があります。

★ 基準を確認するには・・・**基準条例をホームページで公表**しておりますので、ご確認ください。

横浜市役所トップページ >健康・医療・福祉>福祉・介護>高齢者福祉・介護>条例・計画・協議会>条例・規則

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/jorei-kisoku.html>

★ 指定申請日までに必要となること

- ・ 人員の確保、賃貸借契約の締結、設備の設置、備品等の配置が完了していること。
- ・ 建物の建築・改修が完了し、関係法令（建築基準法、消防法、横浜市福祉のまちづくり条例等）、まちのルール（建築協定、地区計画等）への適合確認を終えていること。

(2) 指定申請書類の作成

ホームページに掲載している以下の資料を必ずお読みいただいたうえで書類を作成してください。

- ①「運営の手引き」
- ②「介護保険事業における設備等のガイドライン」
- ③「留意事項」
- ④「申請書類作成のポイント」
- ⑤「必要書類一覧表」

※ 申請書類は、提出前に必ず申請者の控えを保管しておいてください。補正の依頼等、書類の記載内容を確認する際に必要となります。

2 平面図の事前送付 ★通所介護のみ対象★

※ 通所介護の申請を行う場合のみ平面図の事前送付が必要となります。

（通所介護以外のサービスを行う場合は平面図の事前送付の必要はありません）

※ 定員 19 名以上の通所介護のみ対象

（定員 18 名以下の場合は地域密着型通所介護での申請が必要）

【指定申請スケジュール】に示す「図面事前送付期限」までに該当サービスの送信票、図面、面積一覧表、平面図事前確認チェック表、建築物等に関わる関係法令確認書を地域密着型サービスおよび通所介護事業所平面図事前審査手続きフォーム（外部サイト）から申請してください。なお、事前送付がない場合は申請を受付できませんので、ご注意ください。

地域密着型サービスおよび通所介護事業所平面図事前審査手続きフォーム（外部サイト）

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/5a1f8a95-db73-471e-b61a-3e38ea3d2e5e/start>

※吸収合併・分割をする際に事業所のレイアウト、設備の変更が生じない場合は申請不要です。該当する場合は必ず介護事業指導課（045-671-3413）へ事前に電話で相談してください。

※事業譲渡の場合は通常通り、平面図等の事前審査申請が必要となります。

3 質の向上セミナー受講

令和7年度7月1日以降に指定を予定している事業所は質の向上セミナーを受講する必要があります。

質の向上セミナーは【管理者向け質の向上セミナー】と【介護職員向け質の向上セミナー】があります。

【管理者向け質の向上セミナー】対象者：新規指定を予定している市内の居宅サービス事業所の管理者
※指定を受けるためには管理者向け質の向上セミナーを必ず受講する必要があります。

＜受講時期について＞

・指定予定月3ヶ月前のセミナーを受講してください。（例：7月1日指定の場合は、4月のセミナー受講）

＜研修内容について＞

- ・申請書類作成のポイント
- ・運営に関する留意事項
- ・事業者・管理者の責務と人材定着マネジメントについて
- ・介護の質の向上のための管理者の役割について

【介護職員向け質の向上セミナー】対象者：新規開設予定の事業所に従事する予定の経験年数3年未満の介護職員

※参加は任意です。

＜研修頻度について＞

- ・年に1回集合研修での会場参加になります。
- ・4月時点で該当者がいる事業所は基本的に会場参加をお願いいたします。
- ・5月以降に該当者がいる事業所はアーカイブ配信にお申込みください。

※3年以上介護経験がある従事者もご参加いただけます。

＜研修内容について＞

- ・認知症についての基礎知識
- ・ケアを提供する時の判断基準、実際のケアの振り返り
- ・コミュニケーションとメンタルヘルスの関係
- ・コミュニケーションスキル向上のための実践的なトレーニング
- ・キャリア形成の必要性

4 申請

【指定申請スケジュール】に示す申請受付期限までに、原則として、申請書類一式を「電子申請届出システム（厚生労働省所管）」を用いて提出してください。申請書及び添付書類等の審査を行い、不備があった場合、補正完了期限までに書類の修正等を行っていただきます。

詳細は案内ページ（以下URL）をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/denshishinsei.html>

（１）提出方法

- ・原則、電子申請届出システム（厚生労働省所管）での申請をお願いします。

- ※ GビズIDや登記情報提供サービスの利用準備に時間がかかったことが理由であっても、本市は提出期限を過ぎての書類受付はできません。
- ※ 登記情報提供サービスの申込手続はお時間がかかりますのであらかじめ余裕をもって登録をしてください。
- ※ 申請書類提出確認後、申請にかかる手数料を法人宛に発送しますので期日までにお支払いください。
- ※ 補正完了期限までに必要書類が整わない場合は、次回以降に再度申請していただくことになります。

【電子申請届出システム（厚生労働省）へログイン（外部サイト）】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※本システムの操作方法については、以下に掲載している資料をご参照ください

- ・操作ガイド_(介護事業所向け)、操作マニュアル_(介護事業所向け) 詳細版

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true

- ・電子申請での提出が難しい場合は、「郵送」によりご提出ください。

【送付先（持込み先）】

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10 16 階

横浜市役所 健康福祉局 介護事業指導課 運営支援班

（２）必要書類について

申請書の作成にあたり、１．必要書類一覧表、２．留意事項、３．申請書類作成のポイントを各サービスで作成していますので、ご活用ください。

なお、「要介護者を対象としたサービス」と『要支援者を対象としたサービス』の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合については、「要介護者を対象としたサービス」の人員基準及び設備基準を満たすことによって『要支援者を対象としたサービス』の基準も満たします。基本的に内容が同じものは１つにまとめ、「要介護者を対象としたサービス」の文言で記載しています。

※ 必要書類のうち「登記事項証明書（原本）」については、【登記情報提供サービス】の利用が可能です。これは、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。

横浜市に登記事項証明書（原本）を提出する代わりに、同サービスで発行された照会番号を通知することで、横浜市が登記情報をシステム上で確認できるため、原本の郵送等が不要となります。

下記のリンクから登録方法等をご確認ください。

- ・【指定申請等】電子申請届出システム（厚生労働省所管）について（本市サイト）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/denshishinsei.html>

- ・登記情報提供サービスの登録等（外部サイト）

<https://www1.touki.or.jp/use/00-04.html>

【登記情報提供サービスに関するお問合せ先】

以下のリンク先の問合せフォームや電話等（TEL:0570-020-220）によりお問合せください。

- ・登記情報提供サービスに関するお問合せのページ（外部サイト）

https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

※ G ビズ I D や登記情報提供サービスの利用準備に時間がかかったことが理由であっても、本市は提出期限を過ぎての書類受付はできません。ご注意ください。

（３）審査について

審査担当より補正内容等についての連絡をします。また、必要に応じ現地調査を行います。

(4) 補正書類の差替えについて

- ・申請を「電子申請届出システム（厚生労働省所管）」で行った場合
電子申請届出システム上で提出をお願いします。
- ・申請を「郵送」で行った場合
電子メール（個人情報が入っている際にはパスワードの設定をお願いします）、FAX（個人情報が入っているものには使用できません）、郵送のいずれかの方法で提出をお願いします。

【送付先】

<メールアドレス>※件名に事業所名、本文に本市担当者の名前を入れてください

kf-shien@city.yokohama.lg.jp

<FAX>

045-550-3615

<郵送>

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 16階 横浜市健康福祉局 介護事業指導課 運営支援班

(5) 手数料について

申請の際には、手数料の納付が必要です。納付書を法人所在地または指定の住所宛に送付いたしますので、同封の案内に従いご対応ください。納付が確認されない場合は申請を受理することができませんのでご注意ください。

なお、申請手数料は返還いたしません。取下げのうえ再申請の際は、改めて手数料が必要となります。

※ 金額については、下記 URL より「指定申請手数料について」をご確認ください。

横浜市トップページ>暮らし・総合>福祉・介護>高齢者福祉・介護>

事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>O サービス共通資料・様式等

【指定申請手数料について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/common.files/tesuuryouichiran.pdf>

5 指定

全ての審査を通過した事業所が、指定されます。

指定を受けた事業所に対しては、指定通知書等の書面を送付します。

※ 1日が祝日等であっても指定日は1日となります。

※ 事業所番号は指定日以前に口頭等でお知らせすることはできません。あらかじめご了承ください。

6 公示

指定事業所名、事業所番号、所在地、サービスの種類等が横浜市ホームページに掲載されます。また、「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」へも情報提供しています。

【横浜市ホームページ】（指定日0時更新）

横浜市トップページ＞暮らし・総合＞福祉・介護＞高齢者福祉・介護＞在宅・施設の福祉サービス＞在宅サービス事業者のご案内＞新規指定・廃止の届出 事業所一覧＞

居宅サービス（Ⅰ）新規事業所一覧

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/shisetsu/zaitaku-zigyosya/itiran.html>

【介護情報サービスかながわホームページ】（指定月最初の営業日正午頃更新）

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/>